

令和8年1月23日開会

令和8年1月23日閉会

第804回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 4 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 4 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 8 年 1 月 2 3 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（6人）・出席推進委員（5人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
4 番	兼 子 房 男	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
1 0 番	渡 部 正 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（2人）

3 番	山 田 誠 一 郎	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 1 番	三 瓶 恵 美

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。皆様にとっては輝かしい新春をお迎えのことと思います。去年は米の値段が何十年ぶりで大変な金額になりまして、皆さん税務申告でいろいろと頭を悩ませている状態じゃないかなと思っております。また、天気予報で顕著な大雪注意報が出されているんですが、毎日湯川村はお天気になっておりまして、会津地方は大雪だと言われているので、県外の方から「大丈夫か」と連絡をもらっているところなのですが、このままで済んでくれるといいなと思っておりますが、明日明後日が一番の山場かなと思いますので、去年の大雪になる前に皆さん予防・対策の方講じていただきたいと思いますと思っております。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員と 8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員と 1 1 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議長 只今より第804回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。
2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。
議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に2番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第1号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により
説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、
の
の
さん、譲受人は
の
さんです。申請地は大字
の
の田
筆で面積は
㎡です。申請内容及び契約内容ですが、
設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。
参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事の状
況は男性
名、女性
名のうち農業専従者
名、農業補助者
名であります。
譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で
㎡でございまして、遊休農
地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、
認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械について
は、トラクター
台、田植機
台、コンバイン
台、乾燥機
台を所有して
おります。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページに案内図、
6ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございまして、譲受人所有の
田と現況1枚となっており、現在も譲受人が耕作しているため、農地の集団化・
農作業の効率化の観点からも問題ないと考えます。令和5年の換地処分の際に
は畦畔はあったそうですが、作業のためになくしたようです。

議案第1号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法
第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんで
した。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。6番委員をお願いします。

6番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 なければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

10番委員 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第1号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 これより議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(賃貸借権設定)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(賃貸借権設定)を議案書7ページにより朗読。今回の案件は、新規10件、再設定14件、再転貸1件の合計25件です。8ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。新規の案件について説明します。19ページをお開きください。申請番号10番について、土地の所在は、大字■■■■の田他■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和8年4月1日、終期は令和18年12月31日の10年9ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和8年2月27日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。前耕作者が規模縮小の意向があり、3月末の更新をしなかったため、農地所有者の意向もあって、近くを耕作している■■■■さんに依頼することとなりました。

20 ページ、申請番号 11 番について、土地の所在は大字 [] の田 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、終期は令和 13 年 12 月 31 日の 5 年 10 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。しばらく耕作していない田でありましたが、今年度、田に復元して耕作したところ問題がなかったため、来年度からは正式な手続きを行った上で借りるといことです。[] さん所有の農地を他にも借り受けており、令和 13 年で期間満了となるため、今回の契約も終期を合わせるために 5 年といたしました。

21 ページ、申請番号 12 番について、土地の所在は大字 [] の畑他合計 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。この案件は使用貸借権の設定となっております。契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定新規就農者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

23 ページ、申請番号 14 番について、土地の所在は大字 [] の田他 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、耕作に十分な農機具を所有しております。これまで父親とともに自作しており、規模拡大の意向もあったのですが、昨年 11 月に父親が急逝したため、離農することとしたそうです。

26 ページ、申請番号 17 番について、土地の所在は大字 [] の田 [] 筆で面積は [] m²です。出し手となる農地所有者が [] 集落の [] さん法定相続人の [] さん、受け手となる農地借受者が [] 集落の [] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり [] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、耕作に十分な農機具を所有しております。本件は次のページの申請番号 18 番と関連がありますので、後ほど説明します。

27 ページ、申請番号 18 番について、土地の所在は大字 [] の田合

計■筆で面積は■■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■
■さん、受け手となる農地借受者が■■■集落の■■■さんです。出し手と受け
手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10
a あたり■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年
3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。■■■さん
が高齢により離農することになり、■■■さんに依頼することになりました。申
請番号 17 番の■■■■■さんの農地は■■■■■さん所有の■■■■■と現況
が 1 枚となっており、利用権設定まではしていませんでしたが、■■■さんが長
年耕作していたようです。■■■さんの離農により■■■さんとも正式に手続きを
行いました。

28 ページ、申請番号 19 番について、土地の所在は大字■■■■■の田
他合計■筆で面積は■■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■
■さん、受け手となる農地借受者が■■■■■です。出し手と受け
手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10
a あたり■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年
3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。
農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございま
して、認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。

29 ページ、申請番号 20 番について、土地の所在は大字■■■■■の田
■筆で面積は■■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■■の
■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■■です。出し手と
受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田
10 a あたり■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8
年 3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。

30 ページ、申請番号 21 番について、土地の所在は大字■■■■■の田
他合計■筆で面積は■■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■
■さん、受け手となる農地借受者が■■■■■です。出し手と受け手
の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a
あたり■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年
3 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 10 ヶ月であります。

31 ページ、申請番号 22 番について、土地の所在は大字■■■■■の田
他合計■筆で面積は■■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■
■さん、受け手となる農地借受者が■■■■■です。出し手と
受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田
10 a あたり■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8
年 5 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 8 ヶ月であります。申請番号
21 番と 22 番とともに■■■集落の■■■さんが耕作しておりましたが、昨年
度から規模縮小の意向があり、貸借期間が満了した農地については更新しない
という話を受けております。来月以降も関連する議案が提出される予定です。

36 ページ、申請番号 25 番については再転貸の案件です。土地の所在は大字■■■■■■■■の田合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。受け手となり農地借受者は■■■■集落の■■■■さんです。再転貸は公社と農地借受者のみを合意解約し、新たな借受者から申請をいただくものです。農地所有者の契約は継続されるので、計画案の中に氏名は出てきません。参考までに当該農地の所有者は■■■■集落の■■■■さんで、前耕作者は■■■■集落の■■■■さんです。契約の終期は前の契約に合わせることでありますので、令和 17 年 12 月 31 日までです。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を共同所有しております。

37～38 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、39～40 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも 8 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の (1) ～ (3) の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第 2 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 笈川・沼ノ上集落担当の渡部委員いかがでしょうか。

10 番委員 特にありません。

議長 勝常集落担当の高橋委員いかがでしょうか。

13 番委員 特にありません。

議長 中ノ目集落担当の中島委員いかがでしょうか。

14 番委員 ■■■■さんは認定農業者で毎年規模拡大しており、畦畔の草刈りもきれいにしているため、問題ないです。

議長 ありがとうございます。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 質疑ではないのですが、中間管理事業の共通事項ということで利用権設定する場合、内容について説明しておられることと思いますが、ここ最近皆さんも感じておられることと思うのですが、肥培管理について草刈りや水路の清掃につきまして、もう少し真面目にやってほしいというか、結構手を抜いている場所も見受けられるのですが、共通事項という中で管理をよくやってもらいたいということなんです、今 1 月ですので、2 月・3 月とこれから案件が出てくることと思いますので、それにつきましても指導をしていただきたいと思います。普通にやっている分には何もないと思うのですが、我々は 4～5 回草を刈っているわけなんです、最低 3 回くらいやってもらいませんと、周りの田にも影響を及ぼすことがありますので、共通事項の説明というか、指導というか、あとはやって良いことと悪いことも併せて借入の皆さん方に対して指導していただきたいと思います。

事務局長 受け手の方が大規模化、多くの農地を耕作されるようになってきているので、なかなか管理が行き届かない農地も見受けられるのかなと思います。農業委員

会としましても、耕作者にあらかじめお話ししながら、また耕作している間でも近隣の農地に支障をきたす場合には現地を確認して対応を考えていきたいと思っておりますので、できるだけ景観に配慮した中で管理していただければと思っております。

5 番委員 今の話に関連してご報告です。私も田んぼに入っているときに叱られたことがあったんです。私の農地ではなかったのですが、いっぱいやってらっしゃる方の農地で手に負えない状況になっていて、「誰だ、あの田んぼをやっているの」と言われまして、「 です」とお伝えしましたところ、その方が直接電話をしたようです。これからどんどん増えることで人手もいないので、そういう傾向が強くなってくのではないかと思います。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思っております。ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(賃貸借権設定)を採決したいと思いますと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(賃貸借権設定)を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)を議案書 41 ページにより朗読。今回の案件は、公社の買入 1 件、公社からの売渡 1 件の合計 2 件です。42 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

議案書 43 ページ、整理番号 1 番です。所有権の移転をする者は、
 の さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字 の田 筆ございまして面積は ㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和 8 年 2 月 28 日、対価は 円です。10 アールに換算しますと 万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払い期限は令和 8 年 4 月 30 日、引き渡しの時期は令和 8 年 3 月 25 日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として 1% が差し引かれますが、今回は最低額の 5,000 円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。買受希望者は 集落の

さんです。場所につきましては、44 ページのとおり集積状況図を添付してご
ざいまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。
価格につきましては1月21日に農地売買会議を開催し、会長・10番委員の
立ち合いの下、農地所有者・買受希望者にお集まりいただき、確認してあり
ます。

45～46 ページには機構買入に係る共通事項を添付しております。

整理番号2番です。所有権の移転をする者は、福島県農業振興公社です。所
有権の移転を受ける者は、■■■■集落の■■■■さんです。所有権を移転する
土地は、大字■■■■の田、面積は■■■■㎡です。所有権の移転の内容
は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和8
年2月28日、対価は■■■■円です。公社が農地所有者から買入れした代金
10アールあたり■■■■万円に公社の規程に基づいて算出された手数料を加えた
価格となっております。現況1枚の田でこれまでも■■■■さんが耕作していた
ため、農地の集団化・農作業の効率化の観点からも問題ないものと考えられ
ます。48～49 ページには機構売渡に係る共通事項を添付しております。購入
者の農業経営の状況につきましては、50 ページに記載あるとおりでございま
す。

42 ページにあります買受者に関する要件の2の(1)の要件も認められるた
め、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議 長 議案第3号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたし
ます。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所
有権移転)を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に
関する意見について(所有権移転)を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに
決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第804回湯川村農業委員会定
例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第1号 原案のとおり決定

議案第2号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第3号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和8年1月23日午前9時50分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年2月19日

湯川村農業委員会

会 長

2番 委 員

4番 委 員